明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務三三）　一
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（同三四）　二
○揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四六）　三

〔告示〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁一一～一二）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務一八九）　五
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働一七九）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一四八五～一四九〇）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四九一～一四九六）　六
○農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件の一部を改正する件（同一四九七）　八
○農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件の一部を改正する件（同一四九八）　八
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示（経済産業一三七）　九
○都市計画に関する件（国土交通八四七）　九
○高速自動車国道に関する件（同八四八～八五一）　一〇
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場の認定を失効した件（同八五二）　一〇
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同八五三～八五五）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八五六～八六〇）　一一

〔国会事項〕
官庁事項　一二

〔皇室事項〕
諸事項　一三

〔官庁報告〕
教育職員免許状失効関係　一三
地方公共団体
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
裁判所
会社その他　一六

〔公告〕
公調委平成三十年（フ）第一号山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示六）　一七

省令

○財務省令第三十三号

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の九第一項及び第二項第二号の規定に基づき、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の九第三号中「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

第十一条の十九を第十一条の二十とし、第十一条の十六から第十一条の十八までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の十五の次に次の一条を加える。

（法第八十六条の九第二項第二号の財務省令で定める者）

第十一条の十六　法第八十六条の九第二項第二号に規定する財務省令で定める者は、精神の機能の障害により酒類販売管理者の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十八条第一項第一号中「第十一条の十六」を「第十一条の十七」に改める。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第十一条の九第三号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。